4　特定化学物質の追加
特定化学物質のうち、第二類物質に、塩基性酸化マンガン等及び溶接ヒューム等を追加することとした。（別表第三第二号関係）
5　施行期日
この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十七号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同号34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号34の2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二条第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別表第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同号中34の2を34の3とし、34の次に次のように加える。

34の2　溶接ヒューム

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（作業主任者に関する経過措置）

2　事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月二十二日

最高裁判所

会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の規定による非訟事件の手続への準用）

第四十四条の二　第一章の規定は、その性質に反しない限り、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）の規定による非訟事件の手続について準用する。この場合において、第三条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、第四条中「申立てに係る会社」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地」と読み替えるものとする。

2　特定不能土地等管理命令又は特定社団等帰属土地等管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一　所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し（当該地図又は地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

二　所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

三　申立人が所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の現況の調査又は評価をした場合において当該調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

3　第四十二条第一項の規定は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第二十条第三項及び第四項（これらの規定を同法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記の嘱託について準用する。

附　則

この規則は、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人